

項目	アンケートの内容	関係法令、 条例、規則、 要綱、通達等
B 業規制の見直し		
建築規制	用地室では、高架下の有効活用を行い、自主財源の確保に努めているが、H17に国土交通省において、道路占用許可基準が改正され、道路高架下で店舗の設置が可能となったにもかかわらず、建築基準法がこれに対応できていないため、実質的には建築確認が許可されず、設置できない。	国交省「高架道路下占用許可基準」 建築基準法44条
河川占用許可	国直轄河川において、河川法で、許可は国、使用料は地方自治体となっている。地方自治体での占用料を徴収する際には、許可者でないので、滞納となった場合の事務が煩雑となる。許可者と徴収者を統一すべきと思います。	河川法32条、大阪府流水占用料等徴収条例
起債	国では、アベノミクス、国土の強靱化と言いながら、橋梁の補修など地方の維持管理経費については非適債事業のまま。	地方財政法、地方自治法第230条
税	事業税の所得計算に算定方法。 社会保険診療収入は、事業税では、課税対象外収入です。 昭和20年代の法律により、そのようになったときありますが、そろそろ、課税対象収入としてもOKと考えます。	地方税法第72条の49の12
食品営業許可	食品営業許可の際に、施設によっては許可の条件（「仕出しを禁ずる」、「調製した弁当類は店頭販売に限る」等）を課しているが、その条件を課す根拠は条例ではなく、また、要領・要綱でもなく、手引書というマニュアルと同等のもので条件を課し、さらに、その条件に違反すると、営業停止の延長などの不利益処分をしている。 その条件の付ける判断は、保健所により一律な判断をしておらず、また、大阪府以外の他の自治体ではそのような条件はない。その条件を付けることで、大阪府の食中毒の件数が減ったという事を示すデータもなく、必要性が疑わしい。 大阪市や近畿圏の自治体では課していない条件を、大阪府だけがいたずらに課すことで、事業者の権利を制限しており、また、その条件を付ける判断が担当者により異なるのは、府内における行政手続きの混乱を招くだけである。 条例にある基準をクリアしている者に関しては、いたずらに条件を課すべきではなく、もし、不利益処分をするのであれば、条例に明記すべきである。	食品衛生法 (第51条、第52条) 大阪府食品衛生法施行条例 (第4条)

<p>食品営業許可</p>	<p>イベント等での露店出展に際し、大阪市露店による食品営業取扱要綱に従い指導を受けるが、第4条の 取扱い品目についての合理性が説明されない。 (1)項 なぜ米飯類は禁止されるのか？ 直前加熱すれば提供できるはず。 (3)項 かき氷が可能で、飲料に氷を入れるのが不可の理由。 かき氷屋、わらびもち屋の保護条例なのか？ 食品衛生上の観点から、取扱い商品を制限するのではなく、商品に応じた設備体制を定めるべきではないの か？ 第4条 取り扱う品目は、次のとおりとする。 (1)出店先での製造、加工、調理の工程が簡易であり、原則として、客に提供する直前に加熱した食品とす る。ただし、米飯類の取扱いを禁ずる。 (3)客に提供する直前に加熱するものではないが、かき氷・わらびもち・飲料(清涼飲料水及び酒精飲料)の 取扱いは可とする。ただし、かき氷以外の氷の取扱を禁ずる。</p>	<p>食品衛生法 (第51条、第52条) 大阪府食品衛生法施行条例 (第4条) 大阪府露店による食品営業取扱 要綱 (第4条、第6条) 大阪府露店及び自動車による食品 営業取扱要綱 にかかる運用指針 (2-(2)) 【国通知】「かき氷」の衛生保持に ついて</p>
<p>C 住民サービス改善</p>		
<p>納付方法</p>	<p>技術専門校の入校料・授業料支払いの金融機関について。 コンビニ・郵便局は不可になっている。 訓練がない日にしか行くことができず期限内の支払いができない場合も想定される。 府民サービス向上の観点からも可能にするべきである。</p>	<p>府立高等職業技術専門校条例及 び同規則</p>

<p>税</p>	<p>総務部 府税事務所 課税保留エ号の適用について(根拠:自動車税事務所処理要領通達第1章第4) 解体証明書の提出がなくても、リサイクルシステムでの確認によりエ号該当にするべき。 ～課税保留について～ 自動車税は「自動車の所有」に係る税金で、陸運局における廃車等の登録により課税が決定している。 ただし、陸運局での登録はないが、検査切れ・盗難・解体等より、明らかに自動車を所有していない場合は、納税者からの申告により「課税保留」という措置をとっている。 なかでも課税保留エ号は、解体証明書、後工程表等の提出により、自動車が解体されたことを確認し、自動車の所有がないことを認め、車両の解体までを課税するものである。 ～問題の実態～ 解体証明書の提出がなくても、車両の解体(自動車を所有していないという事実)は、リサイクルシステムからも確認することができる。しかし、書類の提出がエ号該当の要件であるため、リサイクルシステムの確認だけではエ号を適用できず、納税者より解体業者へ連絡してもらい、書類を集めていただき、課税保留のための申請をしていただいているのが現実である。「リサイクルシステムで解体の日時・解体業者まで分かっているなら、なぜこちらから問い合わせしなければいけないのか」という納税者の声もある。多くの納税者は、自ら解体業者に車両を引き渡すのではなく、陸運局での手続きや解体などをするという約束で自動車屋さんへ引き渡しをするケースが多い。そのため、車両の手続きに関しては不慣れな方も多く、直接解体業者へ連絡を取ることを手間に感じられる方もいるようである。 ～改善方法～ エ号該当の要件を解体証明書等の提出に限定するのではなく、リサイクルシステムで確認することで課税保留を認める方法は、効率が良い。 ～改善方法についての問題点～ リサイクルシステムでの確認をエ号該当の要件として認めると、廃車手続きを経ずに解体しても廃車と同様の扱いを受けるため、陸運局での廃車登録をせずに解体する者が増加し、陸運局での登録という課税根拠の根本が崩れてしまう。</p>	<p>自動車税・自動車取得税事務処理要領</p>
<p>証紙</p>	<p>大阪府証紙の廃止。 ○大阪市証紙は、平成22年3月31日をもって廃止されました。 ・電子申請など新たな申請方法の出現(事務の効率化) ・証紙の購入や貼付が申請者にとって手間(窓口手続における市民の利便性の向上)が理由だそうです。 http://www.city.osaka.lg.jp/kaikei/page/0000066489.html ○東京都は全国で初の試みとして、平成22年4月から「収入証紙」を廃止し、手数料を窓口での現金払いとしました。大阪市と同時ですね。 ○広島県は昨年10月、手数料の徴収方法を、2015年にも現在の「収入証紙」から現金に切り替えると発表。証紙の印刷や管理などにかかる費用を省き、行政コストの削減につなげる。住民や事業者などの利用者にとっても、手続に必要な証紙をあらかじめ用意する手間が省け利便性が向上する。収入証紙を廃止するのは都道府県では東京都に次いで2番目。県は証紙の廃止で人件費や発行費用など年間約7300万円のコストを削減できると試算。 ○もともと、毎日の現金残高確認やレジ機の導入など、役所の手間・費用が増えるのではなかろうかと、効果については懐疑的ですが、勝ち馬に投票しておこうと思います。</p>	<p>地方自治法第231条の2① 証紙徴収条例第2条</p>

D 庁内ルール見直し		
人事異動	大阪府の毎年の異動のための内示が3日前しかわからない。せめて半月ぐらいの内示期間を提示し、お互いが十分に引き継ぎ等ができるよう準備する方が業務的にも時間的にも効率的である。(元の職場と新しい職場の兼務発令を出してもいいと思う。)また異動時期も年度末、年度初めの忙しいときではなく、出納閉鎖後の6月半ばから7月はじめぐらいが効率的であると思慮しています。	
組織体制	①課の規模 組織上、課を新しく設置するには既存の課をスクラップして、トータルとして課の総数に増減がないようにしている。これは課内のグループにおいても同じである。 最近の行政需要は、専門性が高まり、その範囲も広範囲になっている。1グループが10人以上の規模もある反面、10名以下の課もある。 課、グループの数に制限を加えず、必要な体制を再構築すべき。グループの設置は各課の判断で設置すればよい。 ②組織の規模 グループ、課の規模に大きな格差がある。人事評価の相対化が本格実施され、評価される側の職員にとっても、評価する側の職員にとっても、規模の大きさからの不信感が生じる。適正な組織規模に再構築すべき。	
契約手続	平成22年度より、通常払は1円から比較見積が必要というルールに変更された(小口支払基金は1万円超)が、少額の物品購入の手続きが煩雑になった。 特殊なものでまとめ買いしても大した金額にならないもの、小口支払基金自体がほとんど活用されていない職場(金庫のある職場と複数の分室が距離的に離れている等)もあることから、小口1万円と同程度のものまでは比較見積省略を認めるべき。 また、ネット通販を認めるなら、代引手数料を節減するため、府のクレジットカード保有を認めるべき。	大阪府財務規則第62条
監査	監査法人への委託 監査法人による監査では会計処理、法人運営のガバナンスなど従来の監査ではなかった視点で指摘があり、監査内容が充実した。しかし、監査法人と監査事務局の府プロパー職員との間の連携が不十分であり、そのことによって部局が振り回されることが多々ある。 監査法人のよる監査が十分に機能しているのであれば、監査事務局はすべて民間の監査法人が運営すべきである。	地方自治法第200条
業務連絡	大阪府警との業務上のやり取りについて 府職員が大阪府警との情報交換や調整等、いろんな場面で業務上のやり取りをしているが、府警担当者への連絡等は、大半が紙媒体あるいは電話等により行っている。 せめてパソコンによるメール送受信ができれば、随分と業務も効率化すると思われる。	インターネット利用システム等運用管理要綱の制定について

<p>委員委嘱手続</p>	<p>①委員委嘱手続において、委員就任依頼の仕方にバラツキがある。 例えば、委員の所属長に承諾の旨の回答を求めるケースと、求めないケース。 また、委嘱状(解嘱状)については、2年の任期満了後、継続して委嘱する委員について、解嘱状(前任期)、委嘱状(新任期)の取扱いが、解嘱状の発行をするかしないかルールがないことから、バラバラである。 委嘱状に、委嘱期間を記載するなど、全庁で統一する必要がある。</p> <p>②非常勤システム登録の関係 同システムを活用することで、例えば、A審議会委員とB審議会委員に兼務している委員の報酬を合算して源泉徴収票を作成できるが、このシステムに載れない委員がいる。 この委員については、手計算で源泉徴収票を発行することに。 このシステムに載れない理由として考えられるのは、委員の報酬の振込先が委員名ではない口座(会社名)である。 この手計算処理をシステムでできるようになることで、業務の軽減になると思われる。</p> <p>③債権者登録 申請の登録用紙がバラバラ。なぜ、バラバラでも大丈夫なのかというと、それぞれの課がシステムに登録するからである。 複数の委員を兼ねるAさんの場合、債権者登録をそれぞれに提出し、それぞれに登録されている。 この流れを一か所で債権者登録を管理すれば、個人情報も複数の課が管理せずに済む。</p> <p>④委嘱状の様式をテンプレート化 現在、原紙をコピーして、その上に、印刷する手法をとっているが、テンプレート化することで、コピーの無駄を省ける。</p>	
---------------	---	--